

# 奈良市公報

第77号

令和4年8月1日発行  
発行所 奈良市役所  
発行人 奈良市長  
編集人 法務ガバナンス課長

## 目次

### 告示

月	日	番号	件名	主管
7	1	384	障害者総合支援法に規定する指定一般相談支援事業者の指定	障がい福祉課
7	1	385	障害者総合支援法に規定する指定特定相談支援事業者の指定	障がい福祉課
7	1	386	児童福祉法に規定する指定障害児相談支援事業者の指定	障がい福祉課
7	1	387	障害者総合支援法に規定する指定特定相談支援事業者の廃止	障がい福祉課
7	1	388	令和4年奈良市告示第218号（予防接種の実施）の一部改正	健康増進課
7	1	389	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
7	4	390	地籍調査作業規程準則の規定による筆界案の作成	土木管理課
7	5	391	放置自転車等の保管	環境政策課
7	5	392	放置自転車等の処分	環境政策課
7	5	393	奈良市公報号外第24号に掲載	長寿福祉課
7	5	394	奈良市公報号外第24号に掲載	保育所・幼稚園課
7	5	395	奈良市公報号外第24号に掲載	保育所・幼稚園課
7	5	396	奈良市公報号外第24号に掲載	保育所・幼稚園課
7	6	397	障害者総合支援法に規定する指定自立支援医療機関の指定	障がい福祉課
7	7	398	住居番号の設定	市民課
7	8	399	生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の休止の届出	保護課
7	8	400	生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出	保護課
7	8	401	生活保護法の規定による医療機関の指定	保護課
7	8	402	差押調書の公示送達	滞納整理課
7	11	403	放置自転車等の保管	環境政策課
7	12	404	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者等の指定	介護福祉課
7	12	405	介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業者の指定	介護福祉課

7	12	406	大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）近鉄西大寺駅南土地区画整理事業の換地計画の公衆縦覧	西大寺駅周辺整備事務所
7	13	407	差押調書の公示送達	滞納整理課
7	13	408	住民票の職権消除	市民課
7	13	409	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
7	13	410	奈良市公報号外第24号に掲載	法務ガバナンス課
7	14	411	生活保護法の規定による施術者の指定	保護課
7	15	412	道路の位置指定	建築指導課
7	15	413	令和4年奈良市告示第218号（予防接種の実施）の一部改正	健康増進課
7	15	414	指定納付受託者の指定	市民課
7	15	415	障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定（更新）	障がい福祉課
7	15	416	障害者総合支援法に規定する指定特定相談支援事業者の指定（更新）	障がい福祉課
7	15	417	児童福祉法に規定する指定障害児相談支援事業者の指定（更新）	障がい福祉課

公 営 企 業

月	日	番号	件名	主管
7	1	26	奈良市排水設備指定工事店の指定	給排水課
7	1	27	公共下水道の供用及び下水の処理の開始	下水道事業課
7	6	28	奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定	共同事務推進課
7	15	29	奈良市企業局指定給水装置工事事業者の廃止	共同事務推進課
7	15	30	奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定	共同事務推進課

消 防

月	日	番号	件名	主管
7	11	1	消防法第5条第1項の規定に基づく命令	中央消防署

教 育 委 員 会

月	日	番号	件名	主管
7	13	12	定例教育委員会の開催	教育政策課

選 挙 管 理 委 員 会

月	日	番号	件名	主管
7	6	24	参議院議員通常選挙における投票管理者の変更	
7	6	25	参議院議員通常選挙における本市開票区の開票管理者の職務を代理すべき者の変更	
7	6	26	参議院議員通常選挙における投票管理者の職務を代理すべき者の変更	
7	6	27	参議院議員通常選挙における投票管理者の変更	

7	8	28	参議院議員通常選挙における期日前投票所の投票管理者の職務を代理すべき者の 変更
農 業 委 員 会			
月	日	番号	件 名
7	6	9	農業委員会総会の招集

告 示

奈良市告示第384号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第1項に規定する指定一般相談支援事業者を指定したので、同法第51条の30第1項第1号の規定に基づき告示する。

令和4年7月1日

奈良市長 仲川元庸

1 指定年月日 令和4年7月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類	指定有効期限
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所		
2930100967	株式会社GOAT	632-0072	奈良県天理市富堂町209番地1	ここから相談所	630-8013	奈良県奈良市三条大路二丁目1-76プレナコート2階	地域移行支援 地域定着支援	令和10年6月30日

(令和4年7月1日揭示済)

奈良市告示第385号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者を指定したので、同法第51条の30第2項第1号の規定に基づき告示する。

令和4年7月1日

奈良市長 仲川元庸

1 指定年月日 令和4年7月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類	指定有効期限
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所		
2930100967	株式会社GOAT	632-0072	奈良県天理市富堂町209番地1	ここから相談所	630-8013	奈良県奈良市三条大路二丁目1-76プレナコート2階	計画相談支援	令和10年6月30日
2930100959	社会福祉法人ききょう会	630-8451	奈良県奈良市北之庄町116番地4	相談支援事業所YoLo	630-8441	奈良県奈良市神殿町630-6ききょう神殿ビル3階301号室	計画相談支援	令和10年6月30日

(令和4年7月1日揭示済)

奈良市告示第386号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者を指定したので、同法第24条の37第1号の規定に基づき告示する。

令和4年7月1日

奈良市長 仲川元庸

1 指定年月日 令和4年7月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類	指定有効期限
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所		
2930100967	株式会社 GOAT	632-0072	奈良県天 理市富堂 町209番 地1	ここから 相談所	630-8013	奈良県奈 良市三条 大路二丁 目1-76 プレナ コート2階	障害児相 談支援	令和10年 6月30日
2930100959	社会福祉 法人きき ょう会	630-8451	奈良県奈 良市北之 庄町116 番地4	相談支援 事業所 YoLo	630-8441	奈良県奈 良市神殿 町630-6 ききょう 神殿ビル3 階301号 室	障害児相 談支援	令和10年 6月30日

(令和4年7月1日掲示済)

**奈良市告示第387号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者を廃止したので、同法第51条の30第2項第2号の規定に基づき告示する。  
令和4年7月1日

奈良市長 仲川元庸

1 廃止年月日 令和4年6月17日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2930100884	社会福祉 法人こま どり会	630-8042	奈良市西ノ 京町155番 地1	喫茶去	630-8042	奈良市西ノ 京町155番 地1	計画相談支援

(令和4年7月1日掲示済)

**奈良市告示第388号**

令和4年奈良市告示第218号（予防接種の実施）の一部を次のように改正する。  
令和4年7月1日

奈良市長 仲川元庸

別紙1の表中

入江 紀夫	入江診療所	西大寺新町一丁目6-7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
-------	-------	-------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

を

入江 紀夫	入江診療所	西大寺新町一丁目6-7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
-------	-------	-------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

に、

松井 滋	松井医院	三条桧町19-4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
------	------	----------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

を

松井 滋	松井医院	三条桧町19-4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
------	------	----------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

に、

安田 慎治	安田医院	中山町西二丁目 1052-50	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
保田 正憲	保田クリニック	東九条町718-3	○	○	○	○							○	

を

安田 慎治	安田医院	中山町西二丁目 1052-50	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
-------	------	--------------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

に、別紙2の表中

木下 信英	木下こども診療所	西大寺赤田町一丁目2-10	48-5899	を
木村 一英	木村内科医院	中山町51-1	43-1110	

木下 信英	木下こども診療所	西大寺赤田町一丁目2-10	48-5899	に、
-------	----------	---------------	---------	----

森井 直之	森井小児科医院	元興寺町32	24-3161	を
森川 暢	森川内科医院	登美ヶ丘一丁目2-16	45-4877	

森井 直之	森井小児科医院	元興寺町32	24-3161	に改める。
-------	---------	--------	---------	-------

(令和4年7月1日揭示済)

**奈良市告示第389号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により下狭川奥町自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和4年7月1日

奈良市長 仲川 元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
事務所の所在地	奈良市下狭川町2097番地	奈良市下狭川町2156番地
代表者の氏名 及び住所	西田 徳久 奈良市下狭川町2097番地	浦野 哲朗 奈良市下狭川町2156番地

2 変更の年月日

令和4年4月1日

(令和4年7月1日揭示済)

**奈良市告示第390号**

国土調査を行うにあたり、地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号。以下「準則」という。）第30条第4項の規定により次のとおり告示する。

令和4年7月4日

奈良市長 仲川 元庸

地籍調査にあたり、下記土地の所有者その他の利害関係人及びこれらの者の代理人の所在がいずれも明らかにならなかったため、関係行政機関と協議し筆界案を作成した旨を告示します。

- 土地の所在・地番  
奈良市百楽園四丁目434番13  
奈良市百楽園四丁目434番14
- 筆界案を確認することができる場所

奈良市学園南三丁目1番5号 西部会館2F 奈良市土木管理課地籍調査室

3 筆界案を確認することができる者

当該地の所有者その他の利害関係人及びこれらの者の代理人

当該地に隣接する土地の所有者その他の利害関係人及びこれらの者の代理人

4 筆界案の作成者

奈良市長 仲川元庸

5 期間等

告示の日から20日間意見を申し出ることができる。当該期間を経過しても申し出がないときは、準則第30条第4項の規定に基づき調査を行う。

(令和4年7月4日揭示済)

**奈良市告示第391号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和4年7月5日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和4年7月4日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺、JR奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設(奈良市大安寺西二丁目288番地の1)

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)第1条第1項に規定する市の休日(毎月の第2及び第4土曜日を除く。)を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111(代表)

(令和4年7月5日揭示済)

**奈良市告示第392号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分するので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則(昭和59年奈良市規則第35号)第5条の規定により告示する。

令和4年7月5日

奈良市長 仲川元庸

1 処分の根拠

移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。

2 処分対象自転車等の保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目 288 番地の 1）

3 処分年月日

令和4年7月5日

4 処分対象自転車等の移動年月日

令和3年11月2日、同月5日、同月8日、同月11日、同月15日、同月19日、同月22日及び同月25日

(令和4年7月5日掲示済)

**奈良市告示第 397 号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項に規定する指定自立支援医療機関として下記のとおり指定したので、同法第 69 条第 1 号の規定に基づき告示する。

令和4年7月6日

奈良市長 仲川元庸

指定年月日	医療機関名	所在地	開設者氏名
令和4年4月1日	エムハート薬局 アイリス奈良店	奈良市北市町 36 番地 10	株式会社ユニスマイル 代表取締役 白成澤

(令和4年7月6日掲示済)

**奈良市告示第 398 号**

奈良市住居表示に関する条例（昭和 42 年奈良市条例第 21 号）第 3 条の規定により、次のとおり、住居番号を設定したので、同条第 4 項の規定により告示する。

令和4年7月7日

奈良市長 仲川元庸

住居番号をつけた建造物の表示		
西大寺新町一丁目 4 番 19-2 号	西大寺北町四丁目 6 番 10-5 号	三松二丁目 13 番 41 号
富雄北一丁目 12 番 3 号	西大寺芝町一丁目 2 番 9-室番号	東登美ヶ丘四丁目 11 番 1 号
あやめ池北三丁目 17 番 33 号	大宮町二丁目 2 番 35-室番号	尼・北町 8 番 20-2-室番号
六条西二丁目 6 番 27 号	帝塚山南五丁目 2 番 12 号	
芝・町三丁目 6 番 29-7 号	七条一丁目 8 番 7-5 号	
平松一丁目 27 番 47-3 号	秋篠三和町二丁目 8 番 13 号	
西登美ヶ丘四丁目 12 番 1 号	五条西二丁目 8 番 10 号	
東登美ヶ丘二丁目 14 番 3 号	疋田町一丁目 7 番 3-3 号	
西登美ヶ丘四丁目 8 番 12 号	芝・町三丁目 3 番 15 号	
平松五丁目 5 番 8 号	あやめ池北三丁目 1 番 32-室番号	
平松五丁目 5 番 7 号	西大寺宝ヶ丘 1 番 22 号	
平松五丁目 5 番 6 号	四条大路一丁目 13 番 9 号	
三松二丁目 6 番 11 号	七条西町一丁目 17 番 10 号	
三松二丁目 13 番 40 号	疋田町一丁目 7 番 2 号	
富雄泉ヶ丘 13 番 9 号	西登美ヶ丘四丁目 21 番 5 号	
あやめ池南一丁目 7 番 38-3 号	学園南三丁目 8 番 23 号	
あやめ池北三丁目 8 番 3 号	藤ノ木台三丁目 12 番 11 号	
あやめ池北三丁目 12 番 1 号	南登美ヶ丘 7 番 1-2-室番号	
三松二丁目 13 番 43 号	平松四丁目 12 番 1 号	

(令和4年7月7日掲示済)

**奈良市告示第 399 号**

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により指定医療機関から事業を休止した旨の届出があったので、同法第 55 条の 3 の規定により次のとおり告示する。

令和4年7月8日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	休止年月日
医療法人 森川内科医院	奈良県奈良市登美ヶ丘一丁目2番16号	令和4年 6月4日

(令和4年7月8日揭示済)

#### 奈良市告示第400号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

令和4年7月8日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
すぎはら婦人科	奈良県奈良市中登美ヶ丘六丁目3番3号リコラス登美ヶ丘A棟3F	令和4年 5月31日
めぐみ皮膚科・アレルギー科	奈良県奈良市三碓三丁目11-1 貴ヶ丘クリニックヤード内	令和4年 5月31日
サン薬局 富雄店	奈良県奈良市鳥見町一丁目1-2	令和4年 5月12日

(令和4年7月8日揭示済)

#### 奈良市告示第401号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和4年7月8日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
出口脳神経クリニック	奈良県奈良市高天町38番地3近鉄高天ビル1階	令和4年 7月1日
すぎはら婦人科	奈良県奈良市中登美ヶ丘六丁目3番3号リコラス登美ヶ丘A棟3F	令和4年 6月1日

(令和4年7月8日揭示済)

#### 奈良市告示第402号

国税徴収法(昭和34年法律第147号)第54条の規定に基づく差押調書(謄本)については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和4年7月8日

奈良市長 仲川元庸

- 1 送達をすべき文書  
差押調書(謄本)
- 2 送達を受けるべき者  
省略

(令和4年7月8日揭示済)

**奈良市告示第403号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。  
令和4年7月11日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日  
令和4年7月8日
- 3 移動対象区域  
近鉄西大寺駅周辺、JR奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所  
奈良市自転車等保管施設(奈良市大安寺西二丁目288番地の1)
- 5 引取期間  
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)第1条第1項に規定する市の休日(毎月の第2及び第4土曜日を除く。)を除く。
- 6 引取時間  
午前9時から午後4時30分まで
- 7 引取りのための必要事項  
(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)を持参すること。  
(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。  
ア 移動費 自転車 2,000円  
原動機付自転車 4,000円  
イ 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)
- 8 連絡先  
奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111(代表)

(令和4年7月11日掲示済)

**奈良市告示第404号**

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項及び第53条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により公示する。  
令和4年7月12日

奈良市長 仲川元庸

- 1 指定年月日 令和4年7月1日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		名称	住所	名称	住所
2960199152	(介護予防)訪問看護	株式会社ピュア	奈良県奈良市杉ヶ町32番地4号402	訪問看護ステーション あい	奈良県奈良市杉ヶ町32番地4号402
2960199145	(介護予防)訪問看護	株式会社Be Brave	大阪府大阪市旭区清水二丁目21番4号	訪問看護ステーション ビブレ奈良	奈良県奈良市肘塚町291-9 奈良市肘塚町テラスハウス

(令和4年7月12日掲示済)

**奈良市告示第405号**

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同

法第85条第1号の規定により公示する。

令和4年7月12日

奈良市長 仲川元庸

1 指定年月日 令和4年7月1日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		名称	住所	名称	住所
2970190142	居宅介護支援	株式会社リールステージ	奈良県奈良市大宮町五丁目3-14 不動ビル4階406	リールケアプラ ンセンター学園 前	奈良県奈良市学園朝日町4-4

(令和4年7月12日掲示済)

### 奈良市告示第406号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第88条第2項の規定により、大和都市計画事業(奈良国際文化観光都市建設事業)近鉄西大寺駅南土地区画整理事業の換地計画を公衆の縦覧に供しますので、土地区画整理法施行令(昭和30年政令第47号)第55条の2において準用する同令第3条の規定により、次のとおり公告します。

令和4年7月12日

大和都市計画事業(奈良国際文化観光都市建設事業)近鉄西大寺駅南土地区画整理事業 施行者 奈良市  
代表者 奈良市長 仲川元庸

- 縦覧期間 令和4年7月19日から令和4年8月1日まで
- 縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- 縦覧場所 奈良市西大寺南町2番6号(明光第5ビル2F) 奈良市 都市整備部 西大寺駅周辺整備事務所  
(令和4年7月12日掲示済)

### 奈良市告示第407号

国税徴収法(昭和34年法律第147号)第54条の規定に基づく差押調書(謄本)については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和4年7月13日

奈良市長 仲川元庸

- 送達をすべき文書  
差押調書(謄本)
- 送達を受けるべき者  
省略

(令和4年7月13日掲示済)

### 奈良市告示第408号

下記に掲げる者は、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第8条に規定する事由が生じたので、同令第12条第1項の規定により、その住民票を職権で削除したが、その通知を受けるべき者の住所等が不明のため、同条第4項後段の規定により公示する。

なお、この処分不服のある者は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に奈良市長に対して審査請求をすることができる。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、奈良市を被告として提起することができる。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできない。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であって

も審査請求をすることや処分取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

令和4年7月13日

奈良市長 仲川 元庸

記

事件本人 省略

(令和4年7月13日揭示済)

**奈良市告示第409号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和4年7月13日

奈良市長 仲川 元庸

1 許可の年月日及び番号

令和4年3月23日 奈良市指令整開 第21A-28号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和4年7月13日 第1814号

公共施設 令和4年7月13日 第903号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市南登美ヶ丘3474番3

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市学園緑ヶ丘一丁目9番12号

有限会社ドリームデベロップ 取締役 藤丸 幸仁

5 公共施設の種類、位置及び区域

道路: 奈良市南登美ヶ丘3474番3の一部

(令和4年7月13日揭示済)

**奈良市告示第411号**

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項の規定により、施術者の指定をしたので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和4年7月14日

奈良市長 仲川 元庸

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
宮田 厚志		あんま	令和4年 6月1日
リラク・たまマッサージ指圧治療院	奈良県奈良市西大寺国見町三丁目6番18号		

(令和4年7月14日揭示済)

**奈良市告示第412号**

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第10条の規定により公告する。

令和4年7月15日

奈良市長 仲川 元庸

申請者住所	奈良市法華寺町933番地
申請者氏名	東口 勝紀
道路の位置	奈良市法華寺町323番3、323番5の各一部

道路の幅員	最大6.05m 最小6.00m
道路の延長	27.38m
指定年月日	令和4年7月15日
指定番号	第R0310号

(令和4年7月15日掲示済)

**奈良市告示第413号**

令和4年奈良市告示第218号(予防接種の実施)の一部を次のように改正する。  
令和4年7月15日

奈良市長 仲川元庸

別紙1の表中

染川 智	そめかわクリニック内科・循環器内科	中山町西四丁目456-1T.S.ビル201	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
------	-------------------	-----------------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

を

染川 智	そめかわクリニック	中山町西四丁目456-1T.S.ビル201	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
------	-----------	-----------------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

に、別紙2の表中

染川 智	そめかわクリニック内科循環器内科	中山町西四丁目456-1T.S.ビル2F	51-9938	を
------	------------------	----------------------	---------	---

染川 智	そめかわクリニック	中山町西四丁目456-1T.S.ビル2F	51-9938	に改める。
------	-----------	----------------------	---------	-------

(令和4年7月15日掲示済)

**奈良市告示第414号**

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第2項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定したので、奈良市会計規則(昭和40年奈良市規則第1号)第22条の2第2項の規定により告示する。  
令和4年7月15日

奈良市長 仲川元庸

1 指定納付受託者・指定納付受託者に納付させる歳入の種類

指定納付受託者	指定納付受託者に納付させる歳入の種類
東京都港区高輪1-3-13NBF高輪ビル6階 ソニーペイメントサービス株式会社 代表取締役 中村 英彦	戸籍謄抄本等交付手数料 除籍謄抄本等交付手数料 届出又は申請の受理等の証明書交付手数料 住民票の写し又は住民票記載事項証明書交付手数料 除票の写し又は除票記載事項証明書交付手数料 戸籍の附票の写し交付手数料 戸籍の附票の除票の写し交付手数料 納税証明書交付手数料 市税賦課証明手数料

2 指定期間

令和4年7月15日から令和5年3月31日まで

(令和4年7月15日掲示済)

**奈良市告示第415号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定（更新）したので、同法第51条第1号の規定に基づき告示する。

令和4年7月15日

奈良市長 仲川元庸

1 指定更新年月日 令和4年7月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類	指定有効期限
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所		
2910102496	株式会社 てるてる・ ぼうず	630-8306	奈良県奈良市紀寺町684番地メゾン紀寺4号	てんきになあれ。	630-8306	奈良県奈良市紀寺町684番地メゾン紀寺4号	居宅介護 重度訪問 介護 同行援護	令和10年 6月30日
2910101274	特定非営 利活動法 人アメリ ティエ・ ライフサ ポート・ アシスト	630-8325	奈良県奈良市西木・町91番地の4	福祉相談 サービス センター・ア メリティエ ライフ・ アシスト	630-8325	奈良県奈良市西木・町91番地の4ヤングビル3F	居宅介護 重度訪問 介護	令和10年 6月30日

(令和4年7月15日掲示済)

**奈良市告示第416号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者を指定（更新）したので、同法第51条の30第2項第1号の規定に基づき告示する。

令和4年7月15日

奈良市長 仲川元庸

1 指定更新年月日 令和4年7月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類	指定有効期限
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所		
2930100702	株式会社 ai	630-8133	奈良県奈良市大安寺一丁目17-13	りーべ	630-8451	奈良県奈良市北之庄町736-1奈良事務機ビル本館1階	計画相談 支援	令和10年 6月30日

(令和4年7月15日掲示済)

**奈良市告示第417号**

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者を指定（更新）したので、同法第24条の37第1項の規定に基づき告示する。

令和4年7月15日

奈良市長 仲川元庸

1 指定更新年月日 令和4年7月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類	指定有効期限
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所		

2970101263	株式会社 ai	630-8133	奈良県奈良市大安寺一丁目17-13	りーべ	630-8451	奈良県奈良市北之庄町736-1 奈良事務機ビル本館1階	障害児相談支援	令和10年6月30日
------------	------------	----------	-------------------	-----	----------	-----------------------------	---------	------------

(令和4年7月15日掲示済)

公 営 企 業

奈良市企業局告示第26号

奈良市排水設備指定工事店の指定をしたので、奈良市排水設備指定工事店等に関する規程（平成26年奈良市企業局管理規程第4号）第10条の規定により、次のとおり告示する。

令和4年7月1日

奈良市公営企業管理者 池田 修

- 1 指定年月日  
令和4年6月30日
- 2 指定工事店

指定番号	店舗の所在地	会社名又は商号	代表者又は氏名
第498号	奈良市白毫寺町835-1 大和紀寺ビル4F	株式会社ネクサス 奈良事務所	代表取締役 岡田 憲博
第499号	奈良県香芝市今泉661番地15	ヒガシ設備工業	東 直正
第500号	奈良市右京一丁目3の1	株式会社リビングワイ	代表取締役 岩井 麻利子
第501号	奈良市秋篠三和町一丁目11番14号	前田設備	前田 幸治
第502号	奈良市南紀寺町三丁目277番地の1 ハックベリーハイツC202	東條設備	東條 泰雅

(令和4年7月1日掲示済)

奈良市企業局告示第27号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、その関係図書は、令和4年7月1日から2週間、奈良市企業局事業部下水道事業課において一般の縦覧に供する。

令和4年7月1日

奈良市公営企業管理者 池田 修

公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日  
令和4年7月1日

下水を排除及び下水を処理すべき区域	排水施設の位置	排水施設の合流式又は分流式の別	終末処理場の位置及び名称
疋田町五丁目450番他	①	分流	大和郡山市額田部南町160 奈良県浄化センター
学園南三丁目1046番2他	②	分流	
四条大路三丁目968-1他	③	分流	
三碓七丁目35-4	④	分流	
学園大和町一丁目1000番1他	⑤	分流	
藤ノ木台一丁目1997番1の一部	⑥	分流	

位置図省略

(令和4年7月1日揭示済)

**奈良市企業局告示第28号**

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示する。

令和4年7月6日

奈良市公営企業管理者 池田 修

名称	代表者氏名	所在地	指定日
光翔設備	伴井 憲	奈良県橿原市菖蒲町三丁目12番3-2号	令和4年6月20日
株式会社 MIZUHA 工業	代表取締役 三浦 宏紀	京都府木津川市州見台一丁目17番地13	令和4年6月27日

(令和4年7月6日揭示済)

**奈良市企業局告示第29号**

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第7条の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃止の届出があったので、同規程第10条の規定により次のとおり公示する。

令和4年7月15日

奈良市公営企業管理者 池田 修

名称	代表者氏名	所在地	届出日
中森設備	中森 卓也	奈良市杏町119番地	令和4年7月4日

(令和4年7月15日揭示済)

**奈良市企業局告示第30号**

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示する。

令和4年7月15日

奈良市公営企業管理者 池田 修

名称	代表者氏名	所在地	指定日
株式会社 中森設備	代表取締役 中森 卓也	奈良市杏町119番地	令和4年7月4日

(令和4年7月15日揭示済)

**消 防**

**奈良市消防局告示第1号**

消防法（昭和23年法律第186号）第5条第1項の規定に基づき次のとおり命令をしたので、奈良市火災予防査察規程（平成19年奈良市消防局長訓令甲第8号）第32条第1項の規定により公示します。

令和4年7月11日

奈良市消防局長 東川 洋志

対象物所在地 奈良市三条町511番地の1

対象物名称 正木ビル

命令を受けたもの 正木 康雄、正木 久雄、正木 麻文（各3分の1ずつ所有）

上記対象物については、火災が発生したならば人命に危険があると認めるので、消防法第5条第1項の規定に基づき、次のとおり命令します。

命令事項

- 1 令和4年10月11日までに、上記対象物の2階、5階及び6階の階段室の防火戸を適正に設置すること。(消防法第5条第1項)

(令和4年7月11日揭示済)

**教 育 委 員 会**

**奈良市教育委員会告示第12号**

令和4年7月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則(昭和57年奈良市教育委員会規則第12号)第3条第2項の規定により告示します。

令和4年7月13日

奈良市教育委員会  
教育長 北谷雅人

1 日時

令和4年7月19日(火) 午前10時から

2 場所

奈良市役所 中央棟地下1階 B1会議室

3 会議に付すべき事案

教育長報告

- (1) 奈良市黒髪山キャンプフィールドの臨時開所について  
(2) 令和5年奈良市二十歳を祝う会の基本方針について

議事

- 議案第17号 奈良市黒髪山キャンプフィールドの臨時開所について  
議案第18号 令和5年度奈良市立一条高等学校附属中学校入学者選抜実施要項について  
議案第19号 奈良市学校給食センター条例施行規則の一部改正について  
議案第20号 奈良市学校結核対策委員会委員の委嘱又は任命について  
議案第21号 奈良市立学校設置条例の一部改正について

その他報告事項

- (1) 「生活調べ」アンケートの結果について

協議事項

- (1) 今後の学校給食の提供について

傍聴受付は、開催日の午前9時から午前9時50分まで、教育政策課にて行います。定員は5名で、定員になり次第締切させていただきます。

(令和4年7月13日揭示済)

**選 挙 管 理 委 員 会**

**奈良市選挙管理委員会告示第24号**

令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における投票管理者を次のように変更しました。

令和4年7月6日

奈良市選挙管理委員会  
委員長 植田 茂

1 解任する者

第66投票区投票管理者 省略

2 選任する者

第66投票区投票管理者 省略

(令和4年7月6日揭示済)

**奈良市選挙管理委員会告示第25号**

令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における奈良市開票区の開票管理者の職務を代理すべき者を次のように変更しました。

令和4年7月6日

奈良市選挙管理委員会  
委員長 植田 茂

- 1 解任する者  
選挙区選出議員選挙及び比例代表選出議員選挙  
開票管理者の職務を代理すべき者 省略
- 2 選任する者  
選挙区選出議員選挙及び比例代表選出議員選挙  
開票管理者の職務を代理すべき者 省略

(令和4年7月6日揭示済)

**奈良市選挙管理委員会告示第26号**

令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における投票管理者の職務を代理すべき者を次のように変更しました。

令和4年7月6日

奈良市選挙管理委員会  
委員長 植田 茂

- 1 解任する者  
第86投票区投票管理者の職務を代理すべき者 省略
- 2 選任する者  
第86投票区投票管理者の職務を代理すべき者 省略

(令和4年7月6日揭示済)

**奈良市選挙管理委員会告示第27号**

令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における投票管理者を次のように変更しました。

令和4年7月6日

奈良市選挙管理委員会  
委員長 植田 茂

- 1 解任する者  
第54投票区投票管理者 省略
- 2 選任する者  
第54投票区投票管理者 省略

(令和4年7月6日揭示済)

**奈良市選挙管理委員会告示第28号**

令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における奈良市北福祉センター期日前投票所及びならファミリー専門店街 zoro 期日前投票所の投票管理者の職務を代理すべき者を、次のように変更しました。

令和4年7月8日

奈良市選挙管理委員会  
委員長 植田 茂

- 1 期日前投票所名 奈良市北福祉センター期日前投票所  
職務を行うべき日 令和4年7月9日  
解任する者 省略  
選任する者 省略
- 2 期日前投票所名 ならファミリー専門店街 zoro 期日前投票所

職務を行うべき日 令和4年7月8日

解任する者 省略

選任する者 省略

(令和4年7月8日揭示済)

## 農 業 委 員 会

### 奈良市農業委員会告示第9号

奈良市農業委員会令和4年7月農業委員会総会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会総会会議規則(昭和32年奈良市農業委員会告示第3号)第2条第1項の規定により告示します。

令和4年7月6日

奈良市農業委員長 巽 一 孝

1 日時

令和4年7月14日(木) 午後1時30分

2 場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所北棟2階 202会議室

3 審議案件

・法令等に基づく事務関係

- (1) 農地法(昭和27年法律第229号)第3条、第4条及び第5条に関する許可申請及び届出について
- (2) 農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について
- (3) 農地法施行規則(昭和27年農林省令第79号)第29条第1号に該当する転用の届出について
- (4) 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について
- (5) 農地法第6条の2第1項の規定による農地所有適格法人以外の者の要件確認について
- (6) 水田利用転換届出について
- (7) 生産緑地に係る農業の主たる従事者等に関する証明について

・農政関係に関する事項

- (1) 令和4年遊休農地解消活動について
- (2) なら農業委員会だより第74号について
- (3) 推進委員長・同副委員長及び担当部門委員の交代について

(令和4年7月6日揭示済)